

定教第 23 号議案

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和 7 年 9 月 2 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和 31 年神奈川県条例第 26 号）の改正に伴い、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則が全面改正されることから、所要の改正をいたしたく提案するものです。

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正 する規則

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則(昭和47年神奈川県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「昭和47年神奈川県規則第80号」を「令和7年神奈川県規則第●号。以下「規則」という。」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則第5条第1項第2号中「任命権者が知事と協議して」とあるのは「神奈川県教育委員会教育長が」と、同規則第13条第1項」を「規則第2条、第3条、第4条第1項及び第21条」に、「同規則第13条第2項、第18条及び別表第1の備考」を「規則第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第2項、第9条、第11条、第12条、第14条、第16条第1項及び第3項、第17条、第18条第2項、第19条第2項並びに第22条」に改め、「神奈川県教育委員会教育長」の次に「と、規則第18条第1項中「漁業調査等のため漁業指導船(江の島丸に限る。)」とあるのは「水産実習等のため水産学校実習船(湘南丸に限る。)」と、規則第19条第1項中「水産課、水産技術センター及び漁港事務所」とあるのは「公用船を有する学校」を加える。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「教育長」を「神奈川県教育委員会教育長」に改め、同条を第2条とする。

第1号様式から第7号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

新旧対照表

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則

新	旧
<p>第1条 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例(昭和31年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、神奈川県教育委員会が定めることとされている事項については、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則(令和7年神奈川県規則第●号。以下「規則」という。)の規定を準用する。</p>	<p>第1条 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例(昭和31年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、神奈川県教育委員会が定めることとされている事項については、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則(昭和47年神奈川県規則第80号)の規定を準用する。ただし、同規則第6条及び第9条第1項の規定を除く。</p>
<p>2 前項の場合において、<u>規則第2条、第3条、第4条第1項及び第21条中「知事」とあり、並びに規則第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第2項、第9条、第11条、第12条、第14条、第16条第1項及び第3項、第17条、第18条第2項、第19条第2項並びに第22条中「任命権者」とあるのは「神奈川県教育委員会教育長」と、規則第18条第1項中「漁業調査等のため漁業指導船(江の島丸に限る。)」とあるのは「水産実習等のため水産学校実習船(湘南丸に限る。)」と、規則第19条第1項中「水産課、水産技術センター及び漁港事務所」とあるのは「公用船を有する学校」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>2 前項の場合において、<u>職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則第5条第1項第2号中「任命権者が知事と協議して」とあるのは「神奈川県教育委員会教育長が」と、同規則第13条第1項中「知事」とあり、並びに同規則第13条第2項、第18条及び別表第1の備考中「任命権者」とあるのは「神奈川県教育委員会教育長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(旅行命令簿の記載事項及び様式)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第2条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿の記載事項及び様式は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認めた場合は、教育長が別に定める手続によりこれを旅行命令簿に代えることができる。</p> <p>(1) 内国旅行 旅行命令簿・旅費請求書(内国) (第1号様式)(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)にあつては、旅行命令簿・旅費請求書(内国・県費負担教職員用)(第2号様式))</p> <p>(2) 外国旅行 旅行命令簿・旅費請求書(外国) (第3号様式)</p> <p>(旅費の請求書等の種類等)</p> <p>第3条 条例第12条第4項に規定する請求書の種類、記載事項及び様式は、次の各号に掲げる旅費の区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行の旅費 旅行命令簿・旅費請求書(内国)又は旅費請求書(内国)(第4号様式)</p>

新	旧
<p>第2条 神奈川県教育委員会の事務局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員の旅費に関し、条例の規定により神奈川県教育委員会が定めるものとされている事項は、<u>神奈川県教育委員会教育長</u>に委任する。</p> <p>附 則 この規則は、令和7年10月1日から施行する。 (削除)</p>	<p>(県費負担教職員にあつては、旅行命令簿・旅費請求書(内国・県費負担教職員用))</p> <p>(2) 外国旅行の旅費 旅行命令簿・旅費請求書(外国)</p> <p>(3) 条例第3条第2項第2号、第3号及び第5号に規定する遺族が職員の死亡により受ける旅費遺族旅費請求書(第5号様式)</p> <p>(4) 条例第3条第4項に規定する旅行命令等の取消し又は死亡の場合における旅費 旅行取消旅費請求書(第6号様式)</p> <p>(5) 条例第3条第5項に規定する交通機関等の事故により喪失した旅費 喪失旅費請求書(第7号様式)</p> <p>第4条 神奈川県教育委員会の事務局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員の旅費に関し、条例の規定により神奈川県教育委員会が定めるものとされている事項は、<u>教育長</u>に委任する。</p> <p>第1号様式～第7号様式</p>

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の改正により、本規則で準用する職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）が全面改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

条例施行規則が全面改正されることに伴い、本規則が準用及び読み替えを行う規定並びにその他様式の削除等について改正を行う。

3 施行期日

令和7年10月1日

職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則の全面改正の概要について

1 条例施行規則で定める旅費の種目及び内容等

鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当、航海日当、船員食事料

2 主な改正内容

(1) 鉄道賃

特急料金は、内国旅行の支給要件（片道100km以上）を廃止し、旅行命令権者が実態に応じて判断し、公務に特に必要な場合に支給する。

(2) 宿泊費・包括宿泊費・宿泊手当

- ・宿泊費を定額支給から、上限付き実費支給とする。

区 分	改正前（定額）	改正後（上限額）
内 国	13,000円（甲地方） 11,700円（乙地方）	国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者に適用される額（※）

※素泊まりの室料相当分とし、宿泊地（都道府県）ごとに上限額を8,000円～19,000円と定める。

- ・包括宿泊費を新設し、交通費と宿泊料が一体となった料金（パック旅行商品）を支給する。
- ・宿泊手当を新設し、夕朝食代等に相当する費用（国内の場合2,400円）を支給する（宿泊費に夕食代等を含む場合は減額）。

(3) その他

- ・転居費は、旧住所から配属先の距離に応じた定額支給から、新旧の住居の移転にかかる実費支給とする。
- ・家族移転費は、支給要件から扶養要件を廃止し、同居する家族に支給する。
- ・航海日当と船員食事料を漁業調査等のため漁業指導船の乗組員として航行する旅行に支給する。
- ・旅行雑費（120円）を廃止する。